申請対象者一覧

名称	添付書類	備考
納税義務者本人	不要	
相続財産管理人・清算人	裁判所発行の証する書類	
成年後見人	登記事項証明書	後見人専任審判決定通知は不可
未成年後見人	選任されていることが分かる資料	
未成年者の親権者	未成年の戸籍謄本 **※藤沢市内にお住まいで、住民票上同一世帯の場合は省略できます。**	
代理権付与の審判がなされた保佐人	登記事項証明書	
代理権付与の審判がなされた補助人	登記事項証明書	
不在者財産管理人	裁判所発行の証する書類	
借地人・借家人	賃貸借契約書又は地代の領収書など	
民事執行の申立人	・裁判所に提出する申立書 ・強制執行（競売・強制管理）の場合は、執行力のある債務名義の正本 ・担保権実行（競売、担保不動産収益執行）の場合は、担保権（抵当権等）の確認ができるもの（登記事項証明書又は公正証書など）	公課証明書のみ交付可能
清算人	登記事項証明書	
破産管財人	裁判所発行の証する書類	
任意後見監督人	選任の審判の謄本、登記簿謄本又は公正証書	
賦課期日（1月1日）以降に所有者となった場合	所有がわかる登記簿謄本又は売買契約書など	
任意競売の落札人	裁判所発行の証する書類	
公売の購入決定者	売却決定通知書	
相続人	・被相続人（所有者）の死亡が確認できる書類（住民票除票、除籍謄本等） ・被相続人（所有者）に対して相続権のあることが確認できる書類（戸籍謄本等）	
包括受遺者	公正証書又は遺言書（裁判所の押印があるもの）	
遺言執行者	公正証書又は遺言書（裁判所の押印があるもの）	
納税管理人	市に届出をされている方は、不要です。	市に届出がない税目については、交付不可

※登記事項証明書については、発行日から3か月以内のものを添付してください。